

山梨県障害者幸住条例の構成について

【概要版】

目的 【障害者幸住社会の実現】
 共生社会を構築するための施策を推進し、障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会の実現を目指す。

※下線：今回の条例改正(案)の反映部分

基本理念

- ① 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- ④ 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

責務・役割

- ① 県の責務
 共生社会を構築するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。
- ② 県民の役割
 県が実施する共生社会を構築するための施策に協力するよう努める。

連携

- ① 市町村との連携
 ・市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を構築するための施策を策定し、及び実施する。
 ・市町村が共生社会を構築するための施策を策定し、又は実施しようとするとき、市町村に対して情報提供等の必要な支援を行う。
- ② 関係団体との連携
 共生社会を構築するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、関係団体の意見を聴くよう努める。

障害者の福祉の推進

※障害者基本法に規定する障害福祉施策をもとに、共生社会の構築の推進に関し、県として重点的に取り組むべき施策の方向性を規定。

- ① 啓発及び交流
- ② 福祉
- ③ 医療
- ④ 教育
- ⑤ 就業機会の確保等
- ⑥ 公共交通機関
- ⑦ 文化芸術活動等
- ⑧ 円滑な意思疎通
- ⑨ 防災

福祉のまちづくり

県は、市町村等と連携を図り、障害者が自らの意思で自由かつ容易に社会経済活動に参加できるよう福祉のまちづくりの推進に努める。
 不特定かつ多数の利用に供する施設を管理する者は、障害者が安全かつ快適に利用できるよう配慮する。

※バリアフリー新法その他の法令の対象とならない施設を特定施設と規定し、整備基準を示して障害者が使いやすい施設となるよう、指導や助言を行う。

〈特定施設〉

- ① 娯楽施設等(劇場、映画館等)
- ② 物品販売業を営む店舗
- ③ 事務所(銀行、郵便局等)
- ④ 公会堂及び集会場
- ⑤ 飲食店
- ⑥ 理容所及び美容所

その他

- ① 令和6年4月1日から施行する。
- ② 条例施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、必要がある場合は条例の規定を検討し、必要な対応を行う。

障害を理由とする差別の解消

- (1) 不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止
 ※合理的理由がある場合などを除いて障害者へのサービスの提供を拒み、制限するなど不利益な扱いをしてはならない旨を次の分野を例示して規定。
 ①福祉 ②医療 ③教育 ④商品販売、サービス提供
 ⑤雇用 ⑥建物、公共交通 ⑦不動産取引
 ⑧情報、コミュニケーション ⑨その他
- (2) 社会的障壁を除去するための合理的な配慮
 ① 県は、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、負担が過重でないときは、合理的な配慮をしなければならない。
 ② 事業者は、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、負担が過重でないときは、合理的な配慮をしなければならない。
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための取組等
 ① 障害者差別地域相談員の設置
 ※障害者の身近な地域に設置する。
 ※障害者差別事案の一次的な相談窓口となり、関係者間の調整などを行う。
 ※育成及び確保のために、情報の提供、研修などを行う。
 ② 障害者差別解消推進員の設置
 ※県に設置する。
 ※相談では解消が困難な事案の公的な紛争防止解決機関へのつなぎ、障害者差別地域相談員への助言や地域相談員との協働調整などを行う。
 ③ 情報の収集、整理及び提供
 ④ 障害者差別解消支援ネットワーク会議の設置
 ※公的な紛争防止解決機関や障害者団体や商工会連合会等で構成する。
 ※障害者差別の事例の情報共有、紛争解決に向けた連携などを行う。

